

ご存じですか、福祉の手当

○特別障害者手当

知的・精神または身体に、著しく重度の重複障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者の方に支給しています。

またはその方と同居し介護している家族の方に支給しています。

○在宅重度知的障害者福祉手当

知的・精神または身体に、重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害児の方に支給しています。

最重度・重度の療育手帳の交付を受けている20歳以上の在宅障害者の方、またはその方と同居し介護している家族の方に支給しています。

○障害児福祉手当

知的・精神または身体に、重度あるいは中度の障害がある20歳未満の在宅障害児の保護者の方に支給しています。

※それぞれの手当ごとに認定要件および所得制限があります。

○特別児童扶養手当

知的・精神または身体に、重度あるいは中度の障害がある20歳未満の在宅障害児の保護者の方に支給しています。

現在手当を受給されている方は、現況届を提出する必要があります。

○ねたきり身体障害者福祉手当

6カ月以上ねたきりで、日常生活のほとんどに介護を要する20歳以上65歳未満の在宅障害者の方、

8月12日～9月10日

○提出場所

市役所障がい福祉課
詳しくは市役所障がい福祉課 ☎443-1649へ。

在宅で常時おむつを使用している満65歳以上の方に、おむつを給付します

おむつの給付を希望する方は、地域域包括支援センターに申請してください。

給付内容

市指定のカタログから選んだものの月額6000円分(毎月、自宅に指定業者が配達します。)

詳しくは市役所児童家庭課 ☎443-1120

ひとり親家庭等医療費等助成制度の届け出は毎年必要です

ひとり親家庭等医療費等助成制度を利用されている方の助成期間の有効期限は7月31日までです。

課までご連絡ください。
提出期間
8月1日～31日
(土曜・日曜日を除く)

提出場所

市役所児童家庭課
お持ちいただくもの
・ひとり親家庭等医療費等助成資格調書
・健康保険証の写し
・印鑑

※このほかの書類が必要になる場合があります。
詳しくは、市役所児童家庭課 ☎443-1693へ。

児童扶養手当現況届はお早めに

児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当現況届を提出する必要があります。

提出場所

市役所児童家庭課
お持ちいただくもの
・児童扶養手当現況届
・児童扶養手当証書
・生計維持方法確認調書
・養育費等に関する申告書

※このほか、受給者または扶養義務者の方が、平成25年1月2日以降に転入された場合は、前住所地の市区町村で発行する「平成25年度児童扶養手当所得証明書」が必要となります。
詳しくは、市役所児童家庭課 ☎443-1693へ。

支えあい 寄り添い 自治会(区)に加入しましょう

皆さんは、自治会(区)に加入されていますか?

こととなった人たちと親睦を図り、活動をともしること、毎日の暮らしに潤いを与え、いざというとき大きな支えとなること、でしょう。

自治会(区)への加入を希望される方は、お住まいの地域の自治会(区)の役員へご相談ください。

なお、相談先が不明の場合は、市役所総務課 ☎443-1113へお問い合わせください。

八街市には、多くの自治会(区)があり、それぞれが親睦、美化運動、防犯、防災などの活動に積極的に取り組んでいます。

縁あって同じ地域に住む



8月の移動交番情報

開設日時	開設場所
1日(木) 午前10時～11時	住野老人憩いの家
1日(木) 午後2時～3時30分	スリーエフ八街富山店
3日(土) 午後5時～9時	イオン八街店
13日(火)・27日(火) 午後2時～3時30分	イオン八街店
14日(水) 午前10時～11時30分	文違コミュニティセンター
14日(水)・21日(水) 午後2時～3時30分	カスミ朝日店
15日(木) 午後2時～3時30分	ランドローム東吉田店
6日(火)・20日(火) 午前10時～11時30分	コメリ八街中央店
22日(木) 午後2時～3時30分	富山コミュニティセンター
30日(金) 午前10時～11時30分	八街駅南口

※諸事情により開設できない場合もあります。
詳しくは、八街幹部交番 ☎443-1110へ。

詳しくは、福祉の手当